

青森県報

第百五十七号

令和二年
五月十五日
(金曜日)

目次

規 則

告 示

○青森県財務規則の一部を改正する規則	(財務指導課) …… 一
○生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出	(同) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同) …… 三
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地変更の届出	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変	(同) …… 四

規 則

更の届出	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同) …… 五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同) …… 五
○喀痰吸引等業務の登録	(高年齢福祉保険課) …… 五
○特定行為業務の登録	(同) …… 六
○身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課) …… 六

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

(入札者心得書に係る適用除外)

第百三十一条の二 前条の規定による別記の入札者心得書第四条第八項の規定は、災害その他の理由により同項の規定を適用することが適当でないと知事が認める一般競争入札については、適用しない。

2 前項の一般競争入札に対するこの規則の規定の適用に当たつての技術的読替えそ

その他この規則の規定の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。
別記中「第三百三十一条」の下に、「第三百三十一条の二」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
松尾齒科	三戸郡五戸町愛宕後二六の一四	令和二年五月十五日

青森県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	事 業 者		事 業 所		変 更 日
	名 称	主たる所在地	名 称	所 在 地	

変更前	変更後	変更前	変更後
一般社団法人 人心酔	三戸郡五戸町 字下沼沢向二 の四〇	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八
訪問看護リ ハビリテー ション	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八
津軽保健生 活協同組合	弘前市大字野 田二丁目二の 一	弘前市大字野 田二丁目二の 一	弘前市大字野 田二丁目二の 一
津軽保健生 活協同組合	弘前市大字野 田二丁目二の 一	弘前市大字野 田二丁目二の 一	弘前市大字野 田二丁目二の 一
三戸郡五戸町 字下沼沢向二 の四〇	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八	三戸郡五戸町 字下長下タ九 の八
令和二年五月十五日	令和二年五月十五日	令和二年五月十五日	令和二年五月十五日

青森県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
一條耳鼻咽喉科クリニック	弘前市大字駅前三丁目二の一 イトーヨーカドー六階	令和二年五月十五日

青森県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居室介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉法人青森福祉振興団	社会福祉法人青森福祉振興団	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	〃	〃	一般社団法人心酔	一般社団法人心酔	名称	居宅介護事業者
三林一市の十二	三林一市の十二	弘前市大字野田二丁目二の二	弘前市大字野田二丁目二の二	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	主たる事務の所在地	居宅介護事業者
訪問リハビリテーションセンター	訪問リハビリテーションセンター	訪問看護	訪問看護	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	訪問看護	訪問看護	種類	居宅介護の種類
訪問リハビリテーションセンター	訪問リハビリテーションセンター	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	〃	〃	訪問看護	訪問看護	名称	居宅介護事業者
三林一市の十二	三林一市の十二	弘前市大字野田二丁目二の二	弘前市大字野田二丁目二の二	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	所在地	居宅介護事業者
二・四・一	二・四・一	二・三・一〇	二・三・一〇	〃	〃	令和元・〇・一八	令和元・〇・一八	変更年月日	変更年月日

青森県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉法人青森福祉振興団	社会福祉法人青森福祉振興団	〃	〃	一般社団法人心酔	一般社団法人心酔	名称	名称	介護予防事業者	介護予防の種類
三林一市の十二	三林一市の十二	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	主たる事務の所在地	主たる事務の所在地	居宅介護予防	居宅介護予防の種類
介護予防センター	介護予防センター	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防	介護予防	種類	種類	名称	介護予防事業者
訪問リハビリテーションセンター	訪問リハビリテーションセンター	〃	〃	訪問看護	訪問看護	名称	名称	所在地	介護予防事業者
三林一市の十二	三林一市の十二	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	三戸郡五戸町字下長八	所在地	所在地	変更年月日	変更年月日
二・四・一	二・四・一	〃	〃	令和元・〇・一八	令和元・〇・一八	変更年月日	令和元・〇・一八	変更年月日	変更年月日

定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三村 申 吾

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
弘前市大字野田二丁目二の二	弘前市大字野田二丁目二の二	名称	所在地
ちシヨンたま	ちシヨンたま	所在地	変更年月日
令和二・三・〇	令和二・三・〇	弘前市大字野田二丁目二の二	
		弘前市大字野田二丁目二の二	
		瀬字豊田二九二の一	

青森県告示第四百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松尾齒科	三戸郡五戸町愛宕後二六の一四	令和二・三・一

青森県告示第四百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	事業所
津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	主たる事務所の所在地	事業所
弘前市大字野田二丁目二の二	弘前市大字野田二丁目二の二	名称	所在地
ちシヨンたま	ちシヨンたま	所在地	変更年月日
令和二・三・〇	令和二・三・〇	弘前市大字野田二丁目二の二	
		弘前市大字野田二丁目二の二	
		瀬字豊田二九二の一	

青森県告示第四百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業所	変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地		
	名称	所在地	事業の種類	

青森県告示第四百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を更

Table with 8 columns: 変更後, 変更前, 変更後, 変更前, 変更後, 変更前, 変更後, 変更前. It details changes in social welfare services for specific individuals, including names like '社会福祉社 青森福祉振興団' and '津軽保健生活協同組合'.

り告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を更

Table with 8 columns: 変更後, 変更前, 変更後, 変更前, 変更後, 変更前, 区分, 年月日. It details changes in home care support services, including names like '社会福祉社 青森福祉振興団' and '一般社団法人 心酔'.

旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
弘前市大字野田二丁目二の	弘前市大字野田二丁目二の一	名称	所在地
ちシヨンたま	ちシヨンたま	所在地	年月日
令和二・三・二〇	令和二・三・二〇		

青森県告示第四百九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	事業所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇三七	令和二・五・七	社会福祉法人素心の会	三戸郡五戸町字古一の	特別養護老人ホーム素心苑	三戸郡五戸町字古一の	令和二・五・二五	短期入所生活介護

青森県告示第四百十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	事業所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇二二八二	令和二・五・七	社会福祉法人素心の会	三戸郡五戸町字古一の	特別養護老人ホーム素心苑	三戸郡五戸町字古一の	令和二・五・二五	短期入所生活介護

青森県告示第四百十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期限
三國谷 由 貴	弘前大学医学部附属病院 弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害）、そしやく	令和二・五・一

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
----------------------------------	---	-----------------------------